第十八条の四第二項第四号	第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者	第十八条の五、第十八条の六第二項、第十八条の七第一項、第十八条の十五第六号及び第十八条の十八第一号
改正規則附則第二条第二項の規定により読み替えて準用する第十八条の六第一項第二号に規定する講師として登録解体工事講習事務に従事する者	（略）	第十八条の六第一項
改正規則附則第二条第二項の規定により読み替えて準用する第十八条の六第一項第二号に規定する講師として登録解体工事講習事務に従事する者	（略）	二　次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。 イ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録基幹技能者講習の種目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
改正規則附則第二条第二項の規定により読み替えて準用する第十八条の六第一項第二号に規定する講師として登録解体工事講習事務に従事する者	（略）	二　次のいずれかに該当する者が講師として登録解体工事講習事務に従事するものであること。 イ　解体工事の監理技術者となつた経験を有する者 ロ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他登録解体工事講習に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録解体工事講習の種目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

第十八条の三の二第三項第四号	第十八条の三の三、第十八条の三の四第二項、第十八条の三の五第一項、第十八条の三の十三第六号、第十八条の三の十六第一号	第十八条の三の三第二号、第十八条の三の十六第四号	第十八条の三の四第一項
第十八条の三の二第三項第六号			
第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ	第十八条の三の三、第十八条の三の四第二項、第十八条の三の五第一項、第十八条の三の十三第六号、第十八条の三の十六第一号	第十八条の三の十三	第十八条の三の二
次条各号			第十八条の三の六第三号
改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の四第一項第二号イ又はロ	（略）	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の十三	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の二
改正規則附則第二条第二項において準用する次条各号		改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号	改正規則附則第二条第二項において準用する第十八条の三の六第三号
			二　次のいずれかに該当する者が講師として登録解体工事講習事務に従事するものであること。 イ　解体工事の監理技術者となつた経験を有する者 ロ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他登録解体工事講習に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録解体工事